

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	6 杉選第 344 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 7 年第 33 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 7 年 9 月 24 日（水）		午前 9 時 00 分から		
			午前 9 時 35 分まで		
出席者	委員	今井委員長、与島委員長職務代理、島田委員、小井委員			
	事務局	石田局長、井澤次長、小川選挙法規担当係長			
開催場所		選挙管理委員会室	傍聴人	無	
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	報告事項 33 - 1	令和 7 年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて			了承
	協議事項	地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について			了承
	その他				—
委員長	これから令和 7 年第 33 回の定例会を開催します。				
	＜令和 7 年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて＞				
委員長	報告事項 33－1、令和 7 年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて、説明をお願いいたします。				
局長	それでは報告 33－1 についてご説明します、令和 7 年度選挙啓発ポスターコンクールについて、今回ポスターコンクールの応募校数は、17 校です。内訳は小学校 9 校、中学校 8 校になりました。作品数合計は、299 点で、昨年よりも、40 点増えている状況です。一次審査については、6 月 17 日に、運営委員 8 名において審査を行った結果、記載のとおり入選候補作品 34 点です。小学校の部と中学校の部、合わせて入選候補作品 34 点、努力賞を 24 点決定しています。二次審査については本日定例会終わった後、10 時から、第 6 会議室で、各委員交えて審査を行っていただくということになります。二次審査については小学校の部、中学校の部それぞれ 5 賞、協議会会長賞、委員長賞、区長賞、教育長、区議会議長賞の作品を決定していただき、入選候補作品の中から、小中学校の部より各 1 点選定して賞を決定するということになります。入選作品の決定も小学校の分については 5 賞以外の入選作品の 10 点を佳作として決定をしていただきます。中学校については、4 点の入選作品を決定して残りの 10 点佳作として決定ということになります。あとは学校協力校の決定について、記載のとおり、東京都協力校の選定と杉並区協力校の選定を行っていただくということになります。 協力校については、決定を委員会でしていただければと思っております。協力校については東京都、公立小、公立中、1 校ずつ選ぶということと、区も小学校、中学校を選んで頂くことになります、まず東京都の選定を検討頂ければと思います。過去の経緯を見ると応募作品が多いところ、基本的に、東京都協				

	力校として選定をし、次に多いところを区の協力校ということで、決定頂くところが多いです。今回、小学校の分で見ると、1番応募点数多かったのが三谷小でございます。次に多かったのが、天沼小ということになります。多い作品を出していただいたところで言えば、三谷小が、東京都協力校、天沼小が区協力校ということになります。 中学校では1番多いのが泉南中で、次に多かったのが、富士見丘中ということになりました。従来どおりの応募作品点数が多かったところから、東京都協力校が泉南中で、富士見丘中が区協力校ということになります。
委員長	何か質問、ご意見等がありますか。
委員	小学校は何で毎回こんなに少ないんですか。
局長	夏休みの宿題というか課題で出してもらうという形が通例でしたが、この頃は先生がかかわると、その先生の考え次第でちょっと数が減ったりするところがあるのと、おそらくそんなに、宿題を出さないような方向にもあるので、そういった面でちょっと、応募数が減ってる可能性があるとは思います。
委員	多分小学校は専任の美術の先生っていう数でいえば、中学校は間違いなく専任がいる点で中学校のほうがきっと声かけする先生が多いのかもしれないですね。
局長	私立中学校では、国学院久我山中学校から応募ができておりまして、こちらは私立中、1件しかないので、東京都推薦ということで推薦させていただきます。
一同	異議なし。
	<地方公共団体におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について>
局長	これは区長部局から委員会の委員長あてに策定の関係の依頼が来ております。9月19日付け区長名で、地方自治法の一部改正によって、区でもサイバーセキュリティを確保するための方針をつくるということが要請されておりまして、附属機関についても、それぞれ方針を定めて、これに基づいて必要な措置を講ずるということが要請されていることとなります。趣旨からいうと区で設定するものの、大枠と同じような形に準じて、あるいは倣って、同じようなものをつくってはどうかという趣旨で、この依頼が来ております。 委員会でも定めなければならないその方針は、区長部局で策定する方針どうり、同様の内容になると想定されます。その場合、区長部局と共同で方針を策定できればお願いしたいという趣旨ということになっております。我々としても区も行政委員会も、一体とした組織で想定をされてることもありますので、区長部局で設定されるものと同じような形で、それに準じて、方針も同じような形で策定をさせていただくということで事務局は考えております。参考資料をつけておりますので細かい点は、係長から説明をいたします。
法規担当係長	地方自治法の一部の改正がございまして、その法律の改正に基づき、新たに、条文が追加をされております。参考資料①を御覧頂きますと、資料の中段のところが今回のサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、それに基づき必要な措置を講じなければならない。いうところで新たに追加された、条文の規定でございます。こちらアンダーラインを引かせていただいたところが、先ほどの依頼文の中にもあった内容です。こちらの方針を今後策定するにあたり、どのように進めていくかというところで、区長部局から、当委員会に、確認の依頼事項があったというところでございます。こちらの方針を定めるにあたり、総務省で、各自治体に対して必要な技術的な助言ということで、参考

	資料の②として、指針が示されているところです。こちらの指針の内容を受けて、区長部局から、今後の進め方について、確認依頼があったところです。今回の依頼文の中で、関係するところを、網かけ、アンダーラインを引かせていただきましたので、そちらのところだけ御案内をさせていただきます。 まずこちらの、総務省作成の指針の位置づけですが、こちらの指針は、先ほど御覧頂いた自治法の第 244 条の 6 第 3 項の規定に基づき、定められた指針ということで、各自治体向けに通知がされているものです。今回の確認事項で、関係するところといたしましては、4 ページ目の方針を策定するに当たっての通知の内容で、杉並区でも、情報セキュリティポリシーに当たる、情報セキュリティ基本方針というものと、情報セキュリティ対策基準というものは、既に策定をされており、セキュリティポリシーに基づいて、様々な情報セキュリティ対策は、選挙管理委員会も含めて実施をされているところです。今回の情報セキュリティ、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定するに当たっては、現行既に情報セキュリティポリシーを策定しているものについては、今回のこちらの国から示されている指針等に基づいて、参考に今後、現行定めているセキュリティポリシーを見直すことによって方針として、位置づけて差し支えないよという点と、あとは方針を策定するに当たって、先ほど法律でも、規定がありましたが、区長部局、議会、その他の執行機関、それぞれにおいて方針を定めることにはありますが、5 ページ目の、02 の網かけのところ、必要となる情報セキュリティ対策が、おおむね同様のものとなり、この方針を定めることが非効率となるような場合については、一つの方針を複数の執行と執行機関等で共同で策定するなどの運用上の工夫を行うことも可能であるというところから、共同で区長部局と、今後、方針案の策定を進めることについて、確認の依頼が来ているというところです。5 ページ目の下段のところに、今後方針を策定するに当たって組織的な体制として、区で考えているのは、区長部局内に、設置されてますデジタルセキュリティ部会で、方針案の策定作業を進めていく予定です。そちらの組織体制の国の考え方として示されているのがこの方針策定チームの編成というところで、組織体制を組んで方針を策定していくことが望ましいだろうというところで示されているものに基づいて、区では、デジタルセキュリティ部会で、今後方針のたたき台を作成していくというところです。 方針案の決定については、それぞれで方針を策定することになっておりますので、セキュリティ部会で作成した方針案の内容を踏まえて、選挙管理委員会としての方針案を委員会にお諮りして、決定をしていただき、公表していくというような流れで進めていければと考えているところです。もし、委員の皆様から、今後の進め方について特段、異論ないようでしたら、区長部局から御提案頂いた、共同での支援の策定をしていくことについて、確認をして了解した旨の回答を、回答期限が 10 月 1 日で依頼が来おりますので、回答文書は、事務局で作成をし、委員長の方針案を頂いた上で、次回の 10 月 1 日の定例会で、回答文書の御報告をさせていただくというふうに考えているところです。私からは以上です。
委員長	はい、ありがとうございました。法の改正により、地方公共団体においてもサイバーセキュリティの方針を決定しなくてはならないと。それには、選挙管理委員会等も含まれるということですが、ただどちらかというと、選挙管理委員会としましては、専門的サイバーセキュリティに関してはそれほど専門的ではないので、やはり区長部局の中にある部会でしっかりと専門的な知見を生かしながら、決める方針に我々も乗っかっていくのが、効率的な考え方かな

	っていうふうに思いますけども、皆様方にはいかがお考えでしょうか
委員	異論はありません。
委員長	分かりました。協議事項としましては、区長部局に一任することによろしいでしょうか。それではそのようにしていただくようお願いいたします。
局長	定例会の予定は枠内の日程です。10月1日は水曜日で変わりませんが、ちょっと議会の関係で、9時から開催ということで設定をしています。本日のポスターコンクール2次審査10時から第6会議室で行います。 (議題書に沿って、今後の日程を確認)
委員長	その他、事務局から何かありますか。
委員長	それでは令和7年第33回杉並区選挙管理委員会定例会を終了いたします。皆さんお疲れさまでございました。

回 議	局 長	次 長	主 査	作成者	第33回定例会 令和7年9月24日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。